

信託財産の一部を信託から外す 信託一部終了の可否

信託した財産のうちの一部を、後に信託から外したいというご相談をちょくちょく受けますが、これが可能なのか、というところは見解が分かれています。

一見、契約自由の原則に基づき、信託に入れるも出すも、当事者の合意がとれているのであれば何の問題もなさそうに思われます。

しかし、信託財産に入れた財産は一体のものとして扱われ、一部を信託財産から外す一部終了のようなことはできないという見解もあります。信託の一部終了はそもそも法律が想定しておらず、わざわざ信託法に信託の分割という手続きが定められているのだからこの手続を経るべき、ということのようです。

この信託の分割手続きと比較して考えてみると、信託の分割には債権者保護手続が準備されています。信託財産を一部抜いてしまうと、信託の収益構造を変えてしまうので、これを債権者抜きの当事者の合意だけでやれるとするのは確かに不当な気はします。

ちなみに、信託全部の終了は委託者と受託者の合意のみで債権者の関与なくできますが、信託が終了した場合は清算受託者が債権債務を清算することになっていますので、債権者との関係では問題は生じません。

さて、登記の現場ではどうかというと、信託財産から一部抜く登記、すなわち当該不動産についての信託終了の登記は、受理してくれる法務局と受理してくれない法務局があります。

受理してくれない法務局でも、登記原因証明情報の書き方をうまくやってくれば受理はしますという相談回答があったところもあるようです。なぜなら、信託の一部終了による信託終了登記だとしても、登記申請自体は不動産ごとにするので、申請対象となっている不動産が信託の全部なのか一部な

のかが申請資料から明確になっていなければ、それ以上のことは法務局ではわからない(審査事項ではない)ためです。

ちなみに、筆者が直近で相談をかけた法務局では、「受理する」という回答をもらいました。一部終了はできないという見解の存在も披露したうえでの回答だったので、詳しい理由を突っ込んできいてみたところ、「うちはそこまで考えてませんので…」という何とも釈然としない回答となりました。

明確に法律で禁じられているものではないのであやふやな取り扱いになっていますし、実際に債権者がいなければ特段問題になることも想定しにくいとは思いますが。

また、債権者との関係でも、信託の分割における債権者の異議の条項(信託法156条)は、第1項但し書きで「吸収信託分割をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない(=異議を述べられない)」とし、第2項で「債権者(略)が異議を述べることができる場合には、(略)官報に公告し、(略)知れているものには、各別にこれを催告しなければならない」とされています。類似の趣旨と思われる会社法上の減資や会社分割などで求められる債権者保護手続が、必ずやらなければならない規律になっている一方、信託分割の債権者保護手続は、利益を害するおそれがある債権者がある場合のみやらなければならない建付けで、スタンスが異なっています。

その他、受益者へ信託財産から金銭を給付できるとする規定は民事信託契約ではポピュラーで、広く認められていますが、これも理屈上は信託の一部終了に該当すると考えられます。

以上のとおり、債権者がいない、又は信託を一部終了しても債権者を害するおそれがないことが明らかなきは、一部終了を認めてもよいのではないのでしょうか。

いずれにしても、冒頭に記載したように、契約自由の原則を根拠に当事者の合意だけでできると軽く考えてしまうのは危険でしょう。

(司法書士岩白啓佑 民事信託活用支援機構理事)